

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年9月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300090号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300061号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成26年12月26日は23万4,000円、平成27年8月10日は27万5,000円、平成27年12月28日は26万5,000円、平成28年8月10日は43万5,000円、平成28年12月27日は29万8,000円、平成29年8月10日は40万2,000円、平成29年12月27日は29万8,000円、平成30年8月10日は32万1,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日における上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年12月
② 平成27年8月
③ 平成27年12月
④ 平成28年8月
⑤ 平成28年12月
⑥ 平成29年8月
⑦ 平成29年12月
⑧ 平成30年8月

請求期間にA社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記

録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧について、A社から提出された平成27年、平成28年、平成29年及び平成30年賃金台帳、請求者から提出された請求期間①から⑧までに係る給与明細書、課税庁から提出された平成28年分から平成30年分までに係る給与支払報告書及び金融機関から提出された請求期間⑤から⑧までに係る通常貯金預払状況調書（以下、併せて「賞与関連資料」という。）並びに同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間①は23万4,000円、請求期間②は27万5,000円、請求期間③は26万5,000円、請求期間④は43万5,000円、請求期間⑤は29万8,000円、請求期間⑥は40万2,000円、請求期間⑧は32万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は53万8,000円、請求期間②は63万2,000円、請求期間③は52万円、請求期間④は85万3,000円、請求期間⑤は57万3,000円、請求期間⑥は77万3,000円、請求期間⑧は32万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑧に係る標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与額から、請求期間①は23万4,000円、請求期間②は27万5,000円、請求期間③は26万5,000円、請求期間④は43万5,000円、請求期間⑤は29万8,000円、請求期間⑥は40万2,000円、請求期間⑧は32万1,000円とすることが必要である。

請求期間⑦について、賞与関連資料、A社の回答及び同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から、29万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額を29万8,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払年月日については、賞与関連資料により確認できる日付から、請求期間①は平成26年12月26日、請求期間②は平成27年8月10日、請求期間③は平成27年12月28日、請求期間④は平成28年8月10日、請求期間⑤は平成28年12月27日、請求期間⑥は平成29年8月10日、請求期間⑦は平成29年12月27日、請求期間⑧は平成30年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅

した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300091 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300062 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 26 年 12 月 26 日は 9 万 9,000 円、平成 27 年 8 月 10 日は 8 万 5,000 円、平成 27 年 12 月 28 日は 14 万 1,000 円、平成 28 年 8 月 10 日は 16 万 2,000 円、平成 28 年 12 月 27 日は 13 万 1,000 円、平成 29 年 8 月 10 日は 18 万 9,000 円、平成 29 年 12 月 27 日は 5 万 8,000 円、平成 30 年 8 月 10 日は 8 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年 12 月 27 日及び平成 30 年 8 月 10 日における上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年 12 月 27 日及び平成 30 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 12 月
② 平成 27 年 8 月
③ 平成 27 年 12 月
④ 平成 28 年 8 月
⑤ 平成 28 年 12 月
⑥ 平成 29 年 8 月
⑦ 平成 29 年 12 月
⑧ 平成 30 年 8 月

請求期間に A 社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された平成27年、平成28年、平成29年及び平成30年賃金台帳及び課税庁から提出された平成28年分、平成29年分及び平成30年分市民税・県民税所得・課税証明書（以下、併せて「賞与関連資料」という。）並びに同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から請求期間①は9万9,000円、請求期間②は8万5,000円、請求期間③は14万1,000円、請求期間④は16万2,000円、請求期間⑤は13万1,000円、請求期間⑥は18万9,000円、請求期間⑦は12万9,000円、請求期間⑧は16万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は22万8,000円、請求期間②は19万6,000円、請求期間③は27万7,000円、請求期間④は31万8,000円、請求期間⑤は25万2,000円、請求期間⑥は36万4,000円、請求期間⑦は5万8,000円、請求期間⑧は8万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を、事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は9万9,000円、請求期間②は8万5,000円、請求期間③は14万1,000円、請求期間④は16万2,000円、請求期間⑤は13万1,000円、請求期間⑥は18万9,000円、請求期間⑦は5万8,000円、請求期間⑧は8万5,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払年月日については、賞与関連資料により確認できる日付から、請求期間①は平成26年12月26日、請求期間②は平成27年8月10日、請求期間③は平成27年12月28日、請求期間④は平成28年8月10日、請求期間⑤は平成28年12月27日、請求期間⑥は平成29年8月10日、請求期間⑦は平成29年12月27日、請求期間⑧は平成30年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年1月14日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300107号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300063号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額について、平成24年8月10日は1万1,000円、平成26年12月26日は14万4,000円、平成27年8月10日は12万8,000円、平成27年12月28日は18万9,000円、平成28年8月10日は20万1,000円、平成28年12月27日は14万3,000円、平成29年8月10日は21万9,000円、平成29年12月27日は14万3,000円、平成30年8月10日は17万5,000円に訂正することが必要である。

平成24年8月10日、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日における上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月10日、平成26年12月26日、平成27年8月10日、平成27年12月28日、平成28年8月10日、平成28年12月27日、平成29年8月10日、平成29年12月27日及び平成30年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成24年8月10日の上記1の標準賞与額を1万1,000円から1万4,000円に訂正することが必要である。

平成24年8月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年8月
② 平成26年12月

- ③ 平成 27 年 8 月
- ④ 平成 27 年 12 月
- ⑤ 平成 28 年 8 月
- ⑥ 平成 28 年 12 月
- ⑦ 平成 29 年 8 月
- ⑧ 平成 29 年 12 月
- ⑨ 平成 30 年 8 月

請求期間にA社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録がない。請求期間の賞与について、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑨までについて、A社から提出された平成27年、平成28年、平成29年及び平成30年賃金台帳、請求者から提出された請求期間①から⑨までに係る給与明細書、課税庁から提出された平成24年分及び平成27年分から平成30年分までの給与支払報告書（以下、併せて「賞与関連資料」という。）並びに同社の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から、請求期間①は1万4,000円、請求期間②は14万4,000円、請求期間③は12万8,000円、請求期間④は18万9,000円、請求期間⑤は20万1,000円、請求期間⑥は14万3,000円、請求期間⑦は21万9,000円、請求期間⑧は14万4,000円、請求期間⑨は17万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は1万1,000円、請求期間②は33万1,000円、請求期間③は29万4,000円、請求期間④は37万1,000円、請求期間⑤は39万5,000円、請求期間⑥は27万5,000円、請求期間⑦は42万1,000円、請求期間⑧は14万3,000円、請求期間⑨は17万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、賞与関連資料により認められる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は1万1,000円、請求期間②は14万4,000円、請求期間③は12万8,000円、請求期間④は18万9,000円、請求期間⑤は20万1,000円、請求期間⑥は14万3,000円、請求期間⑦は21万9,000円、請求期間⑧は14万3,000円、請求期間⑨は17万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間①の賞与の支払年月日については、A社から提出された同僚の賃金台帳及び同社の社会保険事務担当者の陳述から、平成24年8月10日とすることが妥当であり、請求期間②から⑨までに係る賞与の支払年月日について

ては、賞与関連資料により確認できる日付から、請求期間②は平成 26 年 12 月 26 日、請求期間③は平成 27 年 8 月 10 日、請求期間④は平成 27 年 12 月 28 日、請求期間⑤は平成 28 年 8 月 10 日、請求期間⑥は平成 28 年 12 月 27 日、請求期間⑦は平成 29 年 8 月 10 日、請求期間⑧は平成 29 年 12 月 27 日、請求期間⑨は平成 30 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 8 月 10 日については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年 12 月 27 日及び平成 30 年 8 月 10 日については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 14 日に提出しており、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 8 月 10 日、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 10 日、平成 27 年 12 月 28 日、平成 28 年 8 月 10 日、平成 28 年 12 月 27 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年 12 月 27 日及び平成 30 年 8 月 10 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①について、上述のとおり、請求者は、A 社から標準賞与額 1 万 4,000 円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、上記 1 の訂正後の標準賞与額 1 万 1,000 円を 1 万 4,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間①の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。